

令和2年 第3回町議会臨時会

議会ニュース

令和2年第3回町議会臨時会が4月28日に招集され、報告1件、議案4件が審議され、同日に閉会しました。

今回の臨時議会では、国の新型コロナウイルス感染症対策の動向と町の対応の状況等について、町長と教育長から報告がありました。

そのあらましについてお知らせします。

町政報告

新型コロナウイルス感染症 拡大防止関連対策

①国の対応の動向

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染者が増加する中、国内での感染者数も増加の一途をたどり、終息期の予測のみならず、その長期化が懸念され、医療、社会経済活動や国民生活のあらゆる方面に深刻な影響を及ぼしており、未曾有の事態とな

なっています。

国は、3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、4月7日には、東京都など7都府県を対象に同法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を発令しました。また、同月16日には、「緊急事態宣言対象地域」を全国に拡大しました。

②道の対応の動向

道は、全国に先がけて、4月7日、翌8日から5月6日まで、法に基づかない「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」として、札幌市近郊を含む不要不急の外出の自粛など自主的な感染予防対策の取組の徹底を広く道民に呼びかけました。

また、4月16日には、全国13都道府県の「特定警戒対象地域」の指定を受けて、道知事は、①感染防止の徹底、②外出自粛の要請、③催物（イベント）の開催自粛の要請、④「北海道ソーシャルディスタンス」（社会的距離の確保）の促進の4項目を、北海道における「緊急事

態措置」として決定、公表しました。さらに同月20日には、同法施行令により対象となる道内全域の7分野105業態施設に休業要請を行い、協力した事業者に対しては協力支援金を支給する方針を表明しました。

③町の対応の動向

4月8日、同法に基づき、「積丹町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、IP告知端末機により、手洗い、咳エチケットの徹底及び不要不急の外出の自粛並びに集団感染の要因となる「3つの密」を避けるよう啓発を続けています。

特に、「特定警戒対象地域」の指定を受けた翌17日開催の町対策本部会議を経て、町民の「マスク」の入手が極めて困難な状況が続いている現状を踏まえ、町民の健康を守る緊急的な町独自の公衆衛生対策として、町民1人当たり10枚のマスク及び1世帯に1本の除菌消臭剤の一定数量の確保ができる見通しがついたことから、全世帯への無償配布を決定しました。

係る感染予防用品購入等の経

費について、4月20日付けで専決処分により補正予算措置を講じました。

町が主催する会議は、関係者の出席を見合わせる書面開催の方法や開催延期の対応をとっていますが、知事の緊急事態措置の決定を受けて、総合文化センターを定期的に利用する4団体にに対し、5月6日までの活動自粛を要請しました。

また、例年6月に開催されている、積丹ソーラン味覚祭り及び高知県香美市と合同チームにより参加しているYOSAKOIソーラン祭りは、中止が決定されています。

④経済の動向

国際通貨基金（IMF）は、4月14日、新型コロナウイルスの感染拡大の悪影響で、2020年の世界全体の実質成長率がマイナス3.0%に落ち込むとの予測を発表しました。

国内では、「緊急事態宣言」の発令で外出自粛要請が続く中、景気の後退は避けられない見通しにある。」と報じられています。

町内では、水産業では、需要の減少により出荷制限や価格安、航空会社の減便による豊洲市場への出荷停止などの影響が出ており、今後のウニ漁等への影響拡大が懸念されます。

農業における生乳や肉用牛の販売は、これまで大きな影響は出ていないとの報告を受けていますが、国内市場での農産物全体の需要減少に伴う価格の著しい低迷も予想され、農家経営への影響が心配されるところです。

商工観光業では、3月までの売上減少を理由とする、町を経由した信用保証付融資の申し込みが1件ありました。

道の「緊急事態措置」の発表を受け、今シーズンの運航を開始したばかりの水中展望船は、4月21日から5月6日までの休業を決定し、また、岬の湯しゃこたんについては、公設公営施設としての性格を考慮して4月25日から5月6日までの日帰り入浴施設の休業を決定しました。

「味処しゃこたん」の指定管理者であるしゃこたん興業からは、営業開始日を5月1日から5月9日に延期するとの報告



を受けています。

水中展望船及びしゃこたん土産と喰処カムイ番屋の5月の団体予約は皆無、6月以降の団体予約も例年以下の状況という報告を受けており、町内の宿泊事業者の予約も同様の状況にあると伺っています。

このような経済情勢は、特別措置法による5月の大型連休を重視した国の緊急事態宣言の今後の延長可否の動向だけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない限り続くものと思われ、地域経済への悪影響が長期化することが懸念されます。

町では、町商工会、町観光協会、漁協、農協など町内の産業経済団体との情報共有と連携を特に密にして、国や道の支援制度等多様な公的支援制度の有効な活用に努めていきます。

⑤ 町民の皆さんへのお願い

新型コロナウイルスの特性が解明されず、ワクチンや治療薬が開発されていない現状や、地方の医療体制が弱い現状等を考慮すると、今後も感染者数

の増減には波があるものの長期間に及ぶ緊急事態への対応を想定し、油断することのない国民一人ひとりの心構えと健康保持の取組が、新型コロナウイルス感染症まん延防止に向けた最も重要かつ基本的な対策と考えます。

一方で、国難とも言えるこの緊急事態は、「感染拡大防止」と「経済活動の維持」の両立という難題を全ての国民に問いかけています。

私たちは、改めて自然災害に際しての「自助」、「共助」、「公助」の精神や「地域の融和と協働」の大切さについて、町民の皆さん相互の理解を深め合い、この難局を乗り越えていきたいものです。

町民の皆さんには、「北海道における緊急事態措置」に掲げられた感染防止のための基本的取組等への継続的な協力を心からお願ひ申し上げます。

また、平時時との生活の過ごし方の違いにより、困りごとや心配ごとがある方には、町の福祉サービス等の提供や国・北海道の支援制度の紹介を行いま

す。

また、離職や収入の減少により、町税や各種使用料などの納付が困難な状況にある方には、国の法令改正による新たな施策や、その運用方針等に基づく納税等の猶予・免除や国・北海道の支援制度等の積極的な紹介に努めてまいりますので、遠慮なく住民福祉課、税務課等関係課にご相談いただきたいと思います。

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、雇用の維持、事業経営の継続、そして生活の下支えを当面の最優先課題に全力で取り組むため、感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援」と、収束後に向けた需要喚起等の推進を図る「V字回復」の2段階の目標に沿って、

- ① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発
- ② 雇用の維持と事業の継続
- ③ 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

④ 強靱な経済活動の構築

⑤ 今後の備え

の5つの柱の施策を講じることとし、これらに関連する新たな総額約27兆5,000億円の補正予算案が、去る4月20日に閣議決定され、早期成立を目指しています。

把握している主要な対策では、中小・小規模事業者等に対する新たな持続化給付金(仮称)や全ての国民への特別定額給付金(仮称)、また、子育て世帯への臨時特別給付金などの施策を、スピード感をもって実行するとしています。

① 地方創生臨時交付金

都道府県及び市町村が、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、その影響を受けている地域経済や住民生活を支援、地方創生を図るため、地域の実情に応じた必要事業ができるよう、総額1兆円の財政支援制度を創設するとしています。

同臨時交付金は、都道府県及び市町村において具体的に取り組む事業計画を作成、提出する

議会ニュース

ことにより交付され、「人口」、「感染者数」及び「財力」の3つの基準により、6月に交付額が決定される予定との通知がされています。

現在、内閣府からの同交付金制度の活用用途や具体的な申請手続等、制度運用方針の詳細が待たれているところです。

当町の対応に伴う、事務作業日程を勘案した上で、予め議会への説明を行う機会をお願いしたいと考えていますが、過年度の国の類似臨時交付金制度の例からは、申請内容の審査・提出までの期間は極めて短いことが予想されるところです。

②10万円の特別定額給付金

全国民の家計への経済支援策として、住民基本台帳登録の世帯構成員一人につき10万円を世帯主に一括交付するものです。

当該給付金は、国の補助金として市町村の会計を経由して交付する制度で、係る給付金及び事務経費は全額国費負担とされており、その政策目的から可能な限り市町村の予算措置とその交付の速やかな執行についての

要請を受けています。

係る給付金及び事務経費の所要補正予算を今臨時会に提出しました。

③子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯へ1万円を給付する同給付金は、国からの通知を待って補正予算措置を行うことを予定していますが、支給事務を進めるにあたっては、既存の児童手当支給システム改修が必要であるため、適期に所要の補正予算措置を講じていきます。

これら開会中の通常国会で審議中の国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連補正予算」は、前例のない予算編成過程を経ており、かつ、国が直接執行するもの、地方公共団体に執行を委ねられているもの、また、国の府省庁が所管の個別施策として実施するものなど、極めて多岐の行政分野に及んでいると想定しています。したがって、今後さらなる情報収集に努め、当町の財政力の現状を踏まえつつ、地域の課題解決に有効な施策としてその選択実施

に役立て、可能な限り早期に着手できるよう適期の予算化に努めていきたいと考えています。

なお、本件について国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の概要を参考資料として別途お配りしたので、ご高覧いただきたいと思います。

産業交流雇用対策推進施設（岬の湯しゃこたん）の軽食施設出店者

民間譲渡等までの経過的対策の一環として、軽食施設を運営する出店者を、2月17日から同月26日まで公募型プロポーザル方式により募集しました。

その結果、町内の1社から申込みがあり、プロポーザル選定委員会の審査を経て、AKコンチエール株式会社（代表取締役 黒澤 幸太郎（余別町）を選定した後、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の出店使用を許可しました。

なお、同社は4月2日から軽食サービスの提供業務を開始しています。

教育行政報告

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

去る2月26日に北海道教育委員会からの要請を受け、町内すべての小中学校で集団による感染拡大を防止するため、2月27日から4月5日まで臨時休業及び学年末・学年始休業を実施しました。

また、4月6日には入学式や始業式を迎え、新年度のスタートを切ったところでしたが、札幌圏で感染者の増加が続くなど、第2波ともいえる危機的な状況から、去る4月14日付けで学校行事の実施の見合わせについて、更に同月17日には、同月20日から5月6日までの臨時休業について、北海道教育委員会から要請がありました。

町教育委員会では、同月15日及び17日に緊急に校長会を招集し、5月から6月にかけて実施する予定の小中学校の運動会及び体育大会を中止し、修学旅行や宿泊研修を秋に延期するとともに、4月20日から5月6日ま



でを臨時休業とすることとしました。

このほか、B & G 海洋センターを同期間臨時休館とし、5 月中に開催予定の少年教室や高齢者学級、各種大会などの生涯学習事業を中止することとしました。

現在、町内小中学校では、臨時休業中における児童生徒に対する学習支援を強化し、自習プリントの配付や IP 電話のテレビ電話機能を活用した学習指導と健康状態の把握、また、児童生徒や保護者の要望により家庭訪問の実施など、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、きめ細やかな対応を進めているところとす。

また、臨時休業中に登校日を各校 1 日を設け、児童生徒の健康状態や生活状況の確認や学習状況の把握を行うとともに連休中の過ごし方などを指導することとしています。

学校再開後は、授業時数の確保や学習評価の判定方法など、多くの課題が想定されますが、児童生徒や保護者が不安を抱かないよう、関係機関と連携しながら最大限努力します。

家でも学校でもない第三の居場所整備事業

去る 4 月 1 日付けで本年度の運営費助成に係る「第三の居場所」運営助成契約を B & G 財団と締結しました。

現在、開所に必要な備品等の整備を急いでいるところですが、新型コロナウイルス感染症対策「緊急事態宣言」の影響から、納期が 5 月末になると見込まれることから、6 月中の開所に向けて準備を進めています。

審議された案件

報告第 1 号

令和 2 年度積丹町一般会計補正予算（第 1 号）

町独自の緊急的な町民へのコロナウイルス感染予防用品の無償配布に係る経費について、4 月 20 日付けで専決処分措置を講じたので、承認を求めるもの。
285 万 2 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 26 億 7,832 万 5 千円に補正。

（報告）

議案第 1 号

積丹町税条例等の一部改正について

議案第 2 号

積丹町国民健康保険条例の一部改正について

地方税法等の改正に伴い関係条文の整備のため、両条例の一部を改正するもの。

主な改正点は、住民税のひとり親に対する個人住民税非課税対象への追加及び所得控除の適用。固定資産税の所有者不明土地の使用者を所有者とみなす制度の拡大等。

国民健康保険税の課税限度額の引上げと、低所得世帯の税負担軽減措置に係る対象世帯の所得判定基準の拡大。

（いずれも原案可決）

議案第 3 号

令和 2 年度積丹町一般会計補正予算（第 2 号）

国の新型コロナウイルス緊急経済対策の町民 1 人 10 万円の特別定額給付金給付事業費 2 億 387 万円、美国流雪溝設備更新事業負担金 1,800 万円などを追加し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ 29 億 47 万 7 千円にするもの。

（原案可決）

議案第 4 号

令和 2 年度積丹町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

事業勘定…国保税過年度還付金 28 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3,469 万 4 千円にするもの。

（原案可決）